平成２５年（フ）第２１号
熊本県山鹿市山鹿580番地４　パインコート栗林102
債務者　入江真由美（旧姓長浦）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
岩手県宮古市宮町３丁目10番55―201号　コーポひばり
債務者　佐々木哲也
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前９時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月９日午前９時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第６３号
釧路市浪花町13丁目１番地の22　コーポ佐藤
債務者　中村　淳子（旧姓前原）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第７０号
釧路市愛国東２丁目８番27号
債務者　澤田　寛子（旧姓鹿内）
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５６３２号
東京都文京区音羽１丁目10―７―308
債務者　松尾　瑞穂
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５７６４号
東京都練馬区練馬２丁目33―10―106
債務者　高橋　武男
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３号
静岡市葵区三番町３番地の18　市営団地１―18号、旧住所静岡市葵区一番町67番地　サンハイム一番町301号
債務者　渡邉　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４５４号
東京都大田区北馬込１丁目７―20　協和第一マンション303
債務者　塩田　妙子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４５１５号
東京都渋谷区本町１丁目18―10―503
債務者　高津　匡敏
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月22日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５８号
静岡県島田市旭２丁目５番１号　旭ハイツ101
債務者　冨金原良一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７号
静岡市清水区梅が岡７―21　シャトー梅が岡205号、住民票上の住所静岡市清水区月見町５番26号
債務者　三谷　香澄
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月30日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５８３号
大阪府門真市栄町10―６―205、住民票上の住所大阪府門真市小路町12番９号
債務者　宮﨑　信一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９号
沖縄県沖縄市越来１丁目１番10号
債務者　金野　菊江
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第７４号
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目６番８―402号　県営美東団地
債務者　城間　玲子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月４日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４４９４号
東京都江戸川区下篠崎町４―17
債務者　中村　昭美
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部